

令和5年10月20日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員 河崎 大 樹 肥 後 洋一朗  
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一  
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗  
中 谷 恭 典 みよし かおる  
徳 村 さとる 大 橋 章 夫  
中 井 もととき

## 第1号意見書案

### 児童虐待対応等における体制強化の実現を求める意見書

児童虐待は暴力やネグレクト等により子どもの心身に多大な傷とその後の人生に大きな影響を及ぼす重大な行為であり、根絶に向けて国、都道府県、市区町村一体となり着実な体制を構築し、未然防止はもとより、発生から対応、子どもや親へのアセスメントを適切かつ迅速に実行しなければならない。また、家庭から子どもの分離が必要となった後の児童養護施設等での生活において、きめ細やかに児童を支援していくことも重要である。

府においても子どもの死亡事案に繋がる重大な児童虐待事案も発生している中、対応力強化や警察との連携強化など、あらゆる施策を実行してきた背景があるが、今後もより強化を進めていく必要がある。

よって、国においては、全国の児童虐待相談対応件数の増加を背景とし、令和4年12月に新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランを打ち出され、児童相談所及び市町村の体制強化を目指されているところだが、現状の課題を踏まえ、児童養護施設等を含む相談支援体制の強化に向けて以下の内容について求める。

#### 記

##### 1. 児童虐待対応力向上のための市町村の体制強化

児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を市町村が安定かつ確実に発揮できるよう、市町村における常勤職員やスーパーバイザーの専門職配置と配置基準を法令上明確化するとともに、確保のための十分な財政措置を講じること。

##### 2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた児童相談所の体制強化

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司、児童心理司について、確保のための十分な財政措置を講じること。

##### 3. 児童養護施設等の体制強化

児童養護施設等の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化が確実に進むよう、配置基準の見直し等必要な措置を講じること。

併せて、児童養護施設等職員の処遇改善を図るため、保護単価の見直しを行うこと。

##### 4. 子ども支援分野の人材確保の取組強化

児童福祉司、児童心理司、児童養護施設等職員等子ども支援分野の人材不足が深刻であるため、具体的な人材確保方策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長  
久谷 眞敬

## 第2号意見書案

### 公立学校教員の処遇改善に向けた、給特法の抜本的改正を求める意見書

文部科学省が実施した平成28年度の教員勤務実態調査によれば、教員の1日あたりの勤務時間が小学校で「11時間15分」、中学校で「11時間32分」に上っており、これを月単位に換算すると、70時間程度の残業をしている計算となる。前回調査から6年ぶりに実施された令和4年度の教員勤務実態調査においても、多くの教員の1日あたりの在校時間が11時間前後あるとの調査結果となっており、教員の働き方改革が進められる昨今の情勢下においても、依然として教育現場における過酷な労働環境が続いている実態が浮彫りとなった。

こうした実態を背景として、教員採用選考試験の受験者が年々減少し、また、早期退職者や精神疾患による休職者も年々増加傾向にあることから、全国の多くの自治体において公立学校教員の適正人数を確保できない、いわゆる教員不足の問題が深刻化している。

日本の公立学校教員には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）が昭和46年に成立し、以後、教育現場において適用されてきた。給特法の下、教員には原則として時間外勤務を命じないとしつつ、例外的に「①児童生徒の実習に関する業務、②学校行事に関する業務、③教職員会議に関する業務、④非常災害などのやむをえない場合の業務の、「超勤4項目」に限り残業が認められると定められるとともに、法制定当時の勤務実態調査の結果、この「超勤4項目」にあたる超過勤務時間が「月8時間」と算出された結果、残業代の代わりに、月8時間分の超過勤務相当分として、給料月額4%を「教職調整額」として支払うという制度が運用されてきた。

しかしながら、「超勤4項目以外は時間外勤務を命じない」という原則が学校現場において形骸化していき、様々な要因で教員の長時間労働が進んだ結果、給特法が想定していた4%の教職調整額が、現在の公立学校教員の勤務実態とかけ離れたものとなり、教員は「定額働かせ放題」と揶揄される状況に至っているのが現状である。

よって、国においては、公立学校現場において常態化している教員の長時間労働を是正し、その抜本的な処遇改善を図るため、制度開始から半世紀以上が経過した給特法について、公立学校の教育現場の実態に合わせるべく、新たな手当の創設を含む、教員の処遇改善に向けた抜本的な改正を速やかに講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長  
久谷 眞敬

### 第3号意見書案

#### 公私格差のない高校等無償化制度の実現を求める意見書

大阪府では、子どもたちが家庭の経済的な事情等に関わらず等しく自由に進路選択することができるよう、平成22年度、国の「高校無償化」において公立高校が無償化されたことにあわせ、全国に先駆け子どもたちに対する教育の無償化を具体化するべく、国の就学支援金制度に府の補助を上乗せする形で、一定の所得制限等のもと授業料に対する補助の上限を設けたうえで私立高校等の授業料の無償化に取り組んできたところである。

現在、令和8年度を目途とし、私学との具体的な協議も踏まえつつ、高校等の授業料無償化制度の改正案を策定し、年収910万円未満の世帯を対象とする現行の所得制限等を完全撤廃することにより公立私立を問わない授業料完全無償化の実現に向けた取組を進めているところである。

一方で、大阪府内中学卒業生の進路の状況を見ると、約99%が高校等へ進学しているという状況であり、その進学先である通信制を含めた高校の公私間比率を見ると、ほぼ5：5となっており、多様な教育ニーズに対する受入先として、私立高校の役割は大きいものとする。加えて、今後、急激な少子化の進行が予測されていることからみても公立において全ての多様な教育ニーズを受け入れる環境を整備していくのではなく、私立も含めての受け皿としていくことが現実的であり、人口が減少していく社会において、私立の果たす社会的な役割はさらに大きくなっていくものとする。

そうした状況を鑑み、国においては、全ての子どもたちが経済的な事情によることなく自由な進路選択をすることができるよう、高校等の教育における経済的な負担について公私格差のない高校等無償化制度の構築の実現に向けて検討を行われるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長  
久谷 眞敬

## 第4号意見書案

### 私学助成の充実に関する意見書

私立学校は、府内高校生の約5割、幼稚園児の約9割を受け入れるなど、公教育の重要な一翼を担っており、特色ある教育の実践を本旨とする私立学校の果たすべき役割は、今後ますます大きくなっていくものと考えられる。

一方、急激な少子化の進行による生徒・児童・園児の減少等、私立学校を取り巻く情勢は厳しい状況が続いていることから、教育条件の維持向上、保護者負担の公私間格差の是正及び経営の安定化を一層進めるため、引き続き私学助成を充実させることが必要である。

本府においては、これまで中学校卒業段階で家庭の経済的事情にかかわらず、自由な学校選択ができるよう、私立高校等の生徒を対象とし、国の就学支援金制度に上乘せして、府による授業料支援の拡充を行っているところであるが、私立学校全体では、保護者負担の公私間格差は依然として大きい状況にある。

また、昨今の国際情勢の影響等によるエネルギー価格・物価高騰は学校経営に大きな影響を与えており、その負担軽減が喫緊の課題となるとともに、我が国の将来を担う全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、学校におけるICT環境を充実させていくことも重要となっている。

さらに、東日本大震災や大阪北部地震からの教訓や課題、被害状況を踏まえ、子どもたちや学生が一日の大半を過ごす学校施設のさらなる安全確保、防災機能の強化は喫緊の課題となっている。南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で懸念される中、国の耐震工事に対する補助率等についても公私間で大きな差があり、私立学校施設の耐震化促進に向けては、その補助率及び補助対象の拡大などの支援措置を進めていくことが必要である。

よって、国においては、「教育基本法」で私立学校教育の振興に努める旨が規定されていることを踏まえ、私学助成の重要性を認識し、公私間における国の財政措置の格差が大きい状況に鑑み、私立学校におけるICT等教育環境の整備への支援、私立高校等の生徒に対する就学支援金制度の継続・拡充、私立小中学校の児童・生徒に対する公的支援の拡充を行うとともに、都道府県が私学助成を大幅に拡充することができるよう、私立学校に対する財政措置を万全なものとするための特段の配慮を行われたい。

とりわけ教育の機会均等の保障や、公立私立を問わない自由な学校選択、教育力の向上を支援するため、各都道府県が実施する授業料軽減助成制度や奨学金制度拡充に対する財政措置、私立小中学校の児童・生徒に対する授業料負担の軽減、また、公立学校と同等の耐震化補助率の実現や改築を含めた耐震化補助の継続等、安全対策への支援、生徒等のための災害備蓄に対する支援措置や避難所運営に不可欠な災害備蓄に関する整備への支援等、私学助成のさらなる充実が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
デジタル大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長  
久谷 眞敬



## 第5号意見書案

### 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		
感染症危機管理担当		

大阪府議会議長  
久谷 眞敬

## 第6号意見書案

### 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の 推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニア・エコノミー（直線型経済）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の、材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）へと、ライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、国においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の実現を目指し、以下の事項について特段の取組を要望する。

#### 記

##### 1. 資源循環を促進するための制度や施設の整備

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器や、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

##### 2. 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までの、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

##### 3. 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型から、ストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

##### 4. 地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指すフォレスト・サーキュラー・エコノミー（森林・木材循環経済）の実現や、高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が今後増加することを踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

5. 衣類の資源循環システムの構築

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類耐久性やリサイクルの容易性等を重視した衣類の循環配慮設計を積極的に進めると同時に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等で、衣類の循環市場を育成すること。

6. 建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等を通じて建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの、再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

7. 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業が自社の事業活動が自然環境に及ぼす影響や依存度に関して情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、企業が自社の事業活動が気候変動に及ぼす影響等の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、算定基盤の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長  
久谷 眞敬

## 第7号意見書案

### ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する 適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J007 - 2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、国においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1. 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
2. ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長  
久谷 眞敬